

## 小学校自家用電気工作物保安管理業務委託【長期継続契約】仕様書

### 1 業務委託の名称

小学校自家用電気工作物保安管理業務委託【長期継続契約】

### 2 契約期間

契約の日から令和11年3月31日まで

(地方自治法234条の3に基づく長期継続契約)

### 3 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)

### 4 対象施設及び需要設備容量

別表のとおり

### 5 委託業務の内容

(1) 対象とする電気工作物において、受託者の保安管理業務を実施する者(以下「保安業務担当者」という。)は、委託者の定める保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとする。

(2) 保安管理業務は、別に定める保安業務担当者が実施するものとする。

(3) 対象とする自家用電気工作物の維持および運用について、日常巡視等の結果を問診により確認のうえ、保安規程に定める定期的な巡視、点検および測定・試験(その細目は受託者が別に定める「点検指針」による)を行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について指示又は助言すること。

(4) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある連絡を受けた場合において、現状を確認し、送電停止等必要な応急措置を指示するとともに、事故原因の究明に協力し、再発させないためにとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じて臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成および手続きの指示を行うこと。

(5) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

(6) 点検頻度

(a) 月次点検(主として設備が運転中の状態において点検することをいう。)

別表のとおり

- (b) 年次点検（年1回実施する定期点検をいう。）  
年に1回実施
- (c) 臨時点検（事故発生時、又は委託者の要請により行う点検をいう。）  
必要の都度実施
- (d) 工事期間中の点検（設置、改造等において施工状況及び技術基準への適合状況を確認する点検をいう。）  
別途協議するものとする。

## 6 業務を実施する者の資格

- (1) 電気事業法施行規則第52条の2に規定する電気主任技術者の外部委託先の要件を全て満たしていること。
- (2) 連絡を受けてから2時間以内で第3に掲げる業務履行場所へ到着できる場所に、主たる連絡場所を設けていること。かつ、緊急を要する場合に電話等により直に連絡を受け得る措置を講じていること。

## 7 保安業務担当者の資格等

- (1) 受託者は、第5に掲げる電気工作物の保安業務担当者には、経済産業省告示第249号（平成15年7月1日）第1条の規定に適合する者をあてるものとする。
- (2) 受託者は、前号で定める保安業務担当者（氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号）及び受託者の事業所への連絡方法について書面をもって委託者に知らせ、委託者は面接等により本人の確認を行うものとする。なお、保安業務担当者の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。
- (3) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯して、委託者に対し身分を明らかにするものとし、委託者は、受託者が通知した保安業務担当者本人であることを確認するものとする。
- (4) 保安業務担当者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

## 8 連絡責任者等

- (1) 委託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を受託者に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- (2) 委託者は、連絡責任者に事故がある場合、その業務を代行させるための

代務者（以下「代務者」という。）を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

- (3) 委託者は、全各項に変更が生じた場合は、直ちに受託者に通知するものとする。
- (4) 委託者は、連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に原則として立ち合わせるものとする。
- (5) 受託者は、受電設備の設備容量が6,000KVA以上の場合は、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてはめるものとする。

## 9 低圧絶縁監視装置等の設置及び運用

- (1) 設備容量100KVA以上の電気工作物について、受託者は委託者の事業場構内に低圧電路の絶縁状態を監視し自動で通報する装置（自動通報方式）及び付帯装置（以下「低圧絶縁監視装置等」という。）を設置するものとする。
- (2) 委託者は、低圧絶縁監視装置等を設置する場所を提供するものとし、設置した低圧絶縁監視装置等は受託者に無断で移設、取り外し及び修理等を行わないものとする。
- (3) 受託者は、低圧絶縁監視装置等の所有権を有し、その設置工事に要する費用を受託者が負担するものとする。
- (4) 受託者は、低圧絶縁監視装置等が常に正常に稼働するようメンテナンスを行うものとする。
- (5) 受託者は、低圧絶縁監視装置等の警報を通信回線により、受託者の事業所等で自動受信するものとし、その受信記録を3年間保存するものとする。
- (6) 受託者は、前号の通信のために、委託者の電話回線を利用することができるものとし、この場合の通信料は受託者が負担するものとする。
- (7) 受託者は、低圧絶縁監視装置等の運用を取りやめる場合若しくは契約が消滅、解除又は失効した場合は、低圧絶縁監視装置等を取り外すものとする。ただし、委託者と受託者の協議の結果、低圧絶縁監視装置等を取り外さない場合にあつては、その所有権を委託者に帰属するものとする。

## 10 報告

- (1) 点検実施後は電気設備点検報告書を速やかに提出すること。
- (2) 各点検により緊急を要するときは、その都度速やかに報告すること。

#### 1 1 検査

報告書の提出後は、委託者が行う検査を受けなければならない。

#### 1 2 委託料の支払い

委託料は12か月前払いとし、委託者は正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

#### 1 3 業務実施上の注意事項

- (1) 本業務の実施については、学校と相談のうえ日程を決定するものとし、原則8時半から17時の間に行うこと。
- (2) 本業務従事者の身元、風紀、規律、衛生、作業、安全等に関する事項に関して一切の責任を負うとともに労働法等関連法令を順守すること。
- (3) 本業務により知り得た業務上の秘密を第三者に漏らさせないこと。
- (4) 本業務従事者の故意又は過失によって建物、機械器具及び備品類等を破損又は忘失したときは、その損害を賠償すること。
- (5) 本業務従事者の作業中の事故、その他の一切の責任は受託者負担とする。
- (6) 学校教職員の執務中に点検する場合は、安全に留意し現場責任者の指示を受けるものとする。

#### 1 4 その他

- (1) 委託者は翌年度以降、予算の減額等により、歳出予算における契約金額の減額、削除された場合は、契約の内容の変更、解除ができる。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については委託者と受託者が協議し定めるものとする。